2　前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一　特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び発電用原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けるべきもの

二　特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって発電用原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　使用済燃料を取り扱う機器その他機械又は器具であって発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その認可の日以降十三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条　法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二　使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五十条　削除